

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表 1・2 〔略〕 3 建築・都市計画・土木関係					別表 1・2 〔略〕 3 建築・都市計画・土木関係				
番号	事 務	名 称	額	徴収時期	番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項又は第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査	建築物の建築に関する確認申請又は計画通知手数料	1 1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、2の項又は3の項に掲げる額の手数料を加えた額）。ただし、申請又は通知に係る計画に、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の規定により特定建築基準適合判定資格者である建築主事又は建築副主事が行う、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）に係る部分が含まれている場合においては、特定建築基準適合審査を行う部分ごとに2に掲げる額を加えた額とする。 (1)～(9) 〔略〕 2 〔略〕	確認申請又は計画通知のとき。	1	〔同左〕	〔同左〕	1 1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、2の項又は3の項に掲げる額の手数料を加えた額）。ただし、申請又は通知に係る計画に、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定により特定建築基準適合判定資格者である建築主事又は建築副主事が行う、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）に係る部分が含まれている場合においては、特定建築基準適合審査を行う部分ごとに2に掲げる額を加えた額とする。 (1)～(9) 〔略〕 2 〔略〕	〔同左〕
2 ～ 5	〔略〕				2 ～ 5	〔略〕			

6	建築基準法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく建築物に関する完了検査（9の項に掲げる場合を除く。）の申請又は通知に対する審査	建築物の建築に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	1件につき、当該建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る床面積、当該建築物を同一敷地内において移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、7の項又は10の項に掲げる額の手数料を加えた額） (1)～(9) [略]	検査申請又は完了通知のとき。
7	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく建築設備に関する完了検査（10の項に掲げる場合を除く。）の申請又は通知に対する審査	建築設備の設置に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 13,000円 (2) 小荷物専用昇降機1基につき 8,600円 (3) 前2号以外の1の建築設備につき 13,000円	検査申請又は完了通知のとき。
8	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は通知に対する審査	工作物の築造に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	1件につき 9,600円	検査申請又は完了通知のとき。
	建築基準法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく建築物に関する完了検査（同法第7条の3第1項の特定工程に係るものに限る。10の項に	中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	1件につき、当該建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る床面積、当該建築物を同一敷地内において移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該	検査申請又は完了通知のとき。

6	建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了検査（9の項に掲げる場合を除く。）の申請又は通知に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
7	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する完了検査（10の項に掲げる場合を除く。）の申請又は通知に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
8	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は通知に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了検査（同法第7条の3第1項の特定工程に係るものに限る。10の項に	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

9	において同じ。)の申請又は通知に対する審査		移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、7の項又は10の項に掲げる額の手数料を加えた額) (1)～(9) 〔略〕	
10	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく昇降機に関する完了検査の申請又は通知に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	(1) 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。)1基につき 13,000円 (2) 小荷物専用昇降機1基につき 8,400円	検査申請又は完了通知のとき。
11	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請又は同法第18条第29項の規定に基づく特定工程工事終了の通知に対する審査	建築物に関する中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料	1件につき、中間検査又は特定工程工事終了通知を行う部分の床面積に応じ、次に掲げる額(申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、12の項に掲げる額の手数料を加えた額) (1)～(9) 〔略〕	検査申請又は終了通知のとき。
12	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請又は同法第18条第29項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	建築設備に関する中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料	(1) 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。)1基につき 12,000円 (2) 小荷物専用昇降機1基につき 8,300円 (3) 前2号以外の1の建築設備につき 12,000円	検査申請又は終了通知のとき。
13	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申	工作物に関する中間検査申請又は特定工程工事終了通知	1件につき 9,100円	検査申請又は終了通知のとき。

9	において同じ。)の申請又は通知に対する審査			
10	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく昇降機に関する完了検査の申請又は通知に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
11	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく特定工程工事終了の通知に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
12	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
13	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

	請又は同法第18条第29項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	手数料				請又は同法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査			
14	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき 126,000円	認定申請のとき。		建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
15 ～ 86	〔略〕					15 ～ 86	〔略〕		
備考 1～12 〔略〕						備考 1～12 〔略〕			

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

※ 建築基準法の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例） 第18条 〔略〕 2・3 〔略〕 <u>4 国の機関の長等が第2項の規定による通知をしなければならない場合において、国の機関の長等が同項の計画を当該計画に係る工事に着手する前に第6条の2第1項の規定による指定を受けた者に通知した</u>	〔同左〕 第18条 〔略〕 2・3 〔略〕 〔新設〕

ときは、当該者は、当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めたときは、当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。この場合においては、前2項の規定は、適用しない。

5 国の機関の長等は、前2項の場合において、第2項又は前項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「審査」という。）を要するものであるときは、当該建築物の計画を都道府県知事に通知し、構造計算適合性判定を求めなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る審査が、特定構造計算基準のうち第20条第1項第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分であつて審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの審査である場合において、当該審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等がするとき又は第6条の2第1項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である第77条の24第1項の確認検査員若しくは副確認検査員にさせるときは、この限りでない。

6～15 〔略〕

16 第6条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第4項の場合において、同項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

17 〔略〕

18 第6条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第4項の確認済証又は第16項の通知書の交付をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、審査報告書を作成

4 国の機関の長等は、第2項の場合において、同項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの前項に規定する審査を要するものであるときは、当該建築物の計画を都道府県知事に通知し、構造計算適合性判定を求めなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準（第20条第1項第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分のうち前項に規定する審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）又は特定増改築構造計算基準（同項に規定する審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）に適合するかどうかを第6条の3第1項ただし書の国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等が前項に規定する審査をする場合は、この限りでない。

5～14 〔略〕

〔新設〕

15 〔略〕

〔新設〕

<u>し、当該確認済証又は当該通知書の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。</u>	
<u>1 9 特定行政庁は、前項の規定による審査報告書の提出を受けた場合において、第4項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、国の機関の長等及び当該確認済証を交付した第6条の2第1項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。</u>	〔新設〕
<u>2 0 〔略〕</u>	<u>1 6 〔略〕</u>
<u>2 1 建築主事等が前項の規定による通知を受けた場合においては、検査実施者は、その通知を受けた日から7日以内に、その通知に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定（第7条の5に規定する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事について通知を受けた場合にあっては、第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項に規定する建築基準関係規定。以下この条において同じ。）に適合しているかどうかを検査しなければならない。</u>	<u>1 7 〔同左〕</u>
<u>2 2 〔略〕</u>	<u>1 8 〔略〕</u>
<u>2 3 第20項の規定は、第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が、第17項の工事の完了の日から4日が経過する日までに、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合において、当該検査の引受けに係る工事が完了したときについては、適用しない。</u>	〔新設〕
<u>2 4 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、前項の規定による検査の引受けを行つたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を国の機関の長等に交付しなければならない。</u>	〔新設〕
<u>2 5 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第23項の規定による検査の引受けを行つたときは、当該検査の引受けを行つた第17項の工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日から7日以内に、第23項の検査をしなければならない。</u>	〔新設〕
<u>2 6 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第23項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、国の機関の長</u>	〔新設〕

等に対して検査済証を交付しなければならない。	
<u>2 7 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第23項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、完了検査報告書を作成し、同項の検査をした建築物及びその敷地に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。</u>	〔新設〕
<u>2 8</u> 〔略〕	<u>1 9</u> 〔略〕
<u>2 9 建築主事等が前項の規定による通知を受けた場合においては、検査実施者は、その通知を受けた日から4日以内に、当該通知に係る工事中の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。</u>	<u>2 0</u> 〔同左〕
<u>3 0・3 1</u> 〔略〕	
<u>3 2 第28項及び前項の規定は、第17項の工事が特定工程を含む場合において、第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が当該特定工程に係る工事を終えた後の工事中の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を当該工事を終えた日から4日が経過する日までに引き受けたときについては、適用しない。</u>	<u>2 1・2 2</u> 〔略〕 〔新設〕
<u>3 3 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、前項の規定による検査の引受けを行つたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を国の機関の長等に交付しなければならない。</u>	〔新設〕
<u>3 4 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第32項の検査をした場合において、特定工程に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、国の機関の長等に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。</u>	〔新設〕
<u>3 5 第32項の規定による検査に係る特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。</u>	〔新設〕
<u>3 6 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第32項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定</u>	〔新設〕

めるところにより、中間検査報告書を作成し、同項の検査をした工事中の建築物等に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

3.7 〔略〕

3.8 第6条第1項第1号から第3号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第2.2項又は第2.6項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

- (1) 特定行政庁が、安全上、防火上又は避難上支障がないと認めたとき。
- (2) 建築主事等（当該建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合にあつては、建築主事）又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたとき。
- (3) 第2.0項の規定による通知をした日（第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が第2.3項の規定による検査の引受けを行つた場合にあつては、当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日）から7日を経過したとき。

2.3 〔略〕

2.4 第6条第1項第1号から第3号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第1.8項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

(1) 〔同左〕

- (2) 建築主事等（当該建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合にあつては、建築主事）が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたとき。

- (3) 第1.6項の規定による通知をした日から7日を経過したとき。

【施行日】 令和6年11月1日